

■ 全国二地域居住等促進官民プラットフォーム規約 新旧対照表

次の表により、旧欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する新欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、旧欄及び新欄に対応して掲げるその標記部分に傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、旧欄に掲げる対象規定を新欄に掲げる対象規定として移動し、旧欄に掲げる対象規定で新欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、新欄に掲げる対象規定で旧欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

新	旧
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、<u>全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム</u>（以下「<u>官民PF</u>」という。）と称する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、<u>全国二地域居住等促進協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）と称する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 <u>官民PF</u>は、ウィズ／ポストコロナ社会において、二地域居住等の促進に取り組む地方公共団体等が、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を<u>官民一体となって</u>行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 <u>協議会</u>は、ウィズ／ポストコロナ社会において、二地域居住等の促進に取り組む地方公共団体等が、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>(活動内容)</p> <p>第3条 <u>官民PF</u>は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)二地域居住等の促進のための官民のマッチング</u></p> <p><u>(6)前各号に定めるもののほか必要と認める事業</u></p>	<p>(活動内容)</p> <p>第3条 <u>協議会</u>は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)前各号に定めるもののほか必要と認める事業</u></p>
<p>(会員)</p> <p>第4条 <u>官民PF</u>は、以下の<u>会員</u>をもって構成する。</p>	<p>(構成員)</p> <p>第4条 <u>協議会</u>は、以下の<u>構成員</u>をもって構成する。</p>

<p>(1) <u>会員</u> 二地域居住等の促進に意欲のある都道府県、<u>市区町村及び二地域居住等</u>に関する団体又は民間事業者</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>会員</u>として<u>官民P F</u>への加入を希望する者のうち都道府県又は市区町村は、その旨を書面又は電磁的方法（電子メール等）（以下「書面等」という。）により事務局に提出することで、<u>会員</u>となることができる。</p> <p>3 <u>会員</u>として<u>官民P F</u>への加入を希望する者のうち<u>団体又は民間事業者</u>は、その旨及び暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下「反社会的勢力」という。）と関係がないことを誓約する旨を書面等により事務局に提出し、事務局の審査を経て承認されることで、<u>会員</u>となることができる。</p> <p>4 事務局は、<u>会員</u>として加入を希望する者が反社会的勢力と関係がある者に該当するときは、加入を拒否するものとする。</p> <p>5 <u>官民P F</u>からの退会を希望する<u>会員</u>は、その旨を書面等により事務局に届け出ることによって、協議会を退会することができる。</p> <p>6 事務局は、<u>会員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合、その<u>会員</u>を除名することができる。</p> <p>(1) この規約に違反し、又は<u>官民P F</u>の信用を著しく害したとき</p> <p>(2) <u>会員</u>が解散し、又は営業を停止したとき</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>官民P F</u>の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき</p> <p>(共同代表)</p>	<p>(1) <u>正会員</u> 二地域居住等の促進に意欲のある都道府県及び市区町村</p> <p>(2) <u>協力会員</u> 二地域居住等に関する団体、民間事業者等</p> <p>(3) <u>顧問</u> 二地域居住等に造詣の深い学識経験者等</p> <p>2 <u>正会員</u>又は<u>顧問</u>として<u>協議会</u>への加入を希望する者は、その旨を書面又は電磁的方法（電子メール等）（以下「書面等」という。）により事務局に提出することで、<u>構成員</u>となることができる。</p> <p>3 <u>協力会員</u>として<u>協議会</u>への加入を希望する者は、その旨及び暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下「反社会的勢力」という。）と関係がないことを誓約する旨を書面等により事務局に提出し、事務局の審査を経て承認されることで、<u>構成員</u>となることができる。</p> <p>4 事務局は、<u>協力会員</u>として加入を希望する者が反社会的勢力と関係がある者に該当するときは、加入を拒否するものとする。</p> <p>5 <u>協議会</u>からの退会を希望する<u>構成員</u>は、その旨を書面等により事務局に届け出ることによって、協議会を退会することができる。</p> <p>6 事務局は、<u>構成員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合、その<u>構成員</u>を除名することができる。</p> <p>(1) この規約に違反し、又は<u>協議会</u>の信用を著しく害したとき</p> <p>(2) <u>構成員</u>が解散し、又は営業を停止したとき</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他<u>協議会</u>の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき</p> <p>(役員)</p>
---	--

第5条 官民PFに5者からなる共同代表を置く。

- (1) (削る)
- (2) (削る)

2 共同代表は、会員の中から互選し、官民PFを代表する。この際、都道府県又は市区町村及び二地域居住等に関する団体又は民間事業者から選任することとする。

3 共同代表の任期は、1年とする。

(総会)

第6条 総会は、共同代表が招集し、共同代表がその議長となる。

2 総会は、次に挙げる事項を審議し、決定する。

- (1) (略)
- (2) 官民PFの運営に関する重要なこと

3 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 共同代表が必要と認めるときは、書面等による表決をもって総会の議決に代えることができる。

(専門部会設置)

第7条 共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。

2 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

(会費)

第8条 当面の間、会費は徴収しない。

(負担金)

第9条 官民PFの目的を達成するため、共同代表が必要と認めるときは、会員から負担金を徴収することができる。

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1団体
- (2) 副会長 2団体

2 会長は、正会員の中から互選し、協議会を代表する。

(新設)

(総会)

第6条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 総会は、次に挙げる事項を審議し、決定する。

- (1) (略)
- (2) 協議会の運営に関する重要なこと

3 総会の議事は、正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会長が必要と認めるときは、書面等による表決をもって総会の議決に代えることができる。

(部会の設置)

第7条 会長が必要と認めるときには、協議会に部会を置くことができる。

2 部会を置く場合には、部会長は、正会員の中から会長が指名する。

(会費)

第8条 会費は徴収しない。

(負担金)

第9条 協議会の目的を達成するため、会長が必要と認めるときは、構成員から負担金を徴収することができる。

<p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 <u>官民P.F</u>に、事務を処理するための事務局を置く。</p> <p><u>2 事務局は、共同代表による互選により選出する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 上記の他必要な事項は、<u>共同代表</u>が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和3年3月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和3年9月8日から施行する。</p> <p>2 施行後の規約第4条第3項に規定する反社会的勢力と関係がないことを誓約する旨の書面等の提出は、施行日前に加入した協力会員に対しても適用させるものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、令和6年10月29日から施行する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 協議会に、事務を処理するための事務局を置く。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 事務局は、当面の間、国土交通省国土政策局地方振興課とする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 上記の他必要な事項は、<u>会長</u>が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和3年3月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和3年9月8日から施行する。</p> <p>2 施行後の規約第4条第3項に規定する反社会的勢力と関係がないことを誓約する旨の書面等の提出は、施行日前に加入した協力会員に対しても適用させるものとする。</p>
---	---